

第 30 回

熊本県議会

水俣病対策特別委員会会議記録

平成22年8月11日

閉 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 30 回 熊本県議会 水俣病対策特別委員会会議記録

平成22年8月11日(水曜日)

午前10時32分開議

午前11時23分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 前回の特別委員会以降の水俣病被害者対策について
- (2) その他

出席委員(12人)

委員長 西岡勝成
副委員長 前川 收
委員 山本秀久
委員 村上寅美
委員 渡辺利男
委員 早川英明
委員 中原隆博
委員 馬場成志
委員 大西一史
委員 氷室雄一郎
委員 吉永和世
委員 溝口幸治

欠席委員(2人)

委員 鎌田 聡
委員 船田 公子

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境生活部

部長 駒崎 照雄
次長 谷崎 淳一
次長 内田 安弘

首席環境生活審議員兼

環境政策課長 野田 正広
環境保全課長 松島 章
水環境課長 田代 裕信

水俣病保健課長 田中 義人

水俣病審査課長 寺島 俊夫

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐 川上 智彦

議事課課長補佐 平田 裕彦

午前10時32分開議

○西岡勝成委員長 それでは、開会に先立ちまして御報告をいたします。

本日、鎌田委員、船田委員は欠席でございます。村上委員、ちょっとおくれられるようでございますが、ただいまから第30回水俣病対策特別委員会を開催いたします。

委員の先生方におかれましては、大変お忙しい中、また、お盆前に急遽お集まりをいただき、感謝を申し上げます。

御承知のとおり、7月16日に、水俣病の認定をめぐる判決が大阪地方裁判所から言い渡されました。これに対しまして、22日には、県は大阪高等裁判所に控訴をいたしました。このこともありまして、すぐさま委員会を開催するように思っておりましたけれども、私自身も赤潮対策等々もありましたし、また、委員の各先生方も委員会の管外視察等々も予定されておりまして、きょうになりましたことをおわび申し上げます。

このことにつきまして、後ほど、執行部から、これらについての経過及び控訴理由などの説明があると思いますが、私としては、当委員会といたしましても、このことについて大きな関心を持たなければならないと思います。また、5月1日の受け付け開始以降の特措法の救済や、和解所見による救済の進捗状況についても都度都度において把握する必要があります。

本日は、これらについて、執行部の説明を受けた後、各委員から御意見を賜りたいと思います。

それでは、議題に入ります。

前回の特別委員会以降の水俣病被害者対策に関する状況について、執行部から報告を受けた後、質疑を行いたいと思います。

それでは、説明資料に基づきまして、田中水俣病保健課長、寺島水俣病審査課長及び野田環境政策課長に説明をお願いいたします。

○田中水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。着座して御説明をさせていただいてよろしゅうございますか。

○西岡勝成委員長 どうぞ。

○田中水俣病保健課長 ありがとうございます。

それでは、説明資料の1ページの方をお願いいたします。

6月15日に開催されました前回の特別委員会以降の水俣病対策の経緯につきまして記載をしておりますけれども、その中で主なものを御説明させていただきます。

6月25日、熊本地方裁判所で和解協議が行われ、取り組み状況につきまして、原告、被告が裁判所に報告を行ってまいりました。

6月27日、特措法によります第1回目の判定検討会を開催いたしました。

2つ飛びまして、7月14日、ノーモア・ミナマタ近畿訴訟について、原告、被告が、大阪地方裁判所に対しまして和解勧告の申し入れを行いました。

7月16日、水俣病認定申請棄却処分取り消し・認定義務づけ訴訟につきまして、大阪地方裁判所から判決が言い渡されました。

7月20日、ノーモア・ミナマタ近畿訴訟について、裁判所から和解勧告が出されております。

7月22日、水俣病認定申請棄却処分取り消し・認定義務づけ訴訟につきまして、大阪高等裁判所に控訴をいたしております。

2ページをお願いいたします。

2の新たな救済策の取り組み状況についてでございます。

まず、和解所見に基づく救済についてでございます。

対象者数は、7月末現在で2,497人、第三者診断につきましては、5月15日から開始し、随時実施をいたしております。判定につきましては、5月30日に第1回目の第三者委員会を開催し、年内の和解に向けて月1回をめぐりに開催をいたしております。

次に、特措法に基づく救済についてでございます。

下の方に表を書かせていただいておりますけれども、一番まず左端の申請者総数でございますが、7月31日現在、2万4,978人でございます。そのうち一時金を御希望の方が、一時金等の給付申請の小計のところをごらんいただきたいのですが、1万200名でございます。そのうち、保健手帳をお持ちの方が6,705人、認定申請の方が2,216人、新規の方が1,279人でございます。また、表の一番右側でございますけれども、保健手帳をお持ちの方で被害者手帳への切りかえの御希望の方が1万4,778人でございます。

公的診断につきましては、6月3日から開始をいたしまして、随時実施をいたしております。

判定につきましては、6月27日に第1回目の判定検討会を開催し、月数回開催をいたしております。

3ページをお願いいたします。

広報につきましては、ポスター、チラシの配布ですとか、テレビCM、新聞の広告、それから県のホームページへの掲載、報道資料の提供、関係市町の広報誌への掲載のお願い、それから、⑤でございますけれども、認

定申請をなさっている方や保健手帳をお持ちの方につきましては、直接個別の御案内をいたしております。さらに、県内外での説明会も開催をしております。

(2)の今後の県の姿勢及び取り組みについてでございます。

和解所見に基づく救済につきましては、次、10月8日に、原告、被告が、熊本地裁に対しまして取り組み状況について報告をすることになっております。これにつきましては、10月8日以降に、裁判所のお許しがある範囲で、先生方の方にも御報告をさせていただきたいと思っております。

また、和解所見では、原告、被告は、判定、和解の成立などが年内を目途に終了するよう努力することとされております。

県といたしましては、第三者診断や第三者委員会を円滑かつ迅速に実施できるように最大限の努力を行ってまいります。

特措法に基づく救済につきましては、救済措置の方針におきまして、保健手帳をお持ちの方、認定申請中の方につきましては、今年度中に判定を終えて、一時金の対象者等を確定することとされております。

また、新規の方の申請の受け付けの終期につきましては、来年23年までの状況を把握して時期を見きわめることとされております。

県といたしましては、広報、それから、和解と同様に、診断や判定に最大限の努力を行ってまいります。

水俣病保健課は以上でございます。

○寺島水俣病審査課長 それでは、審査課の方から、4ページ以降を御説明させていただきます。

4ページの認定業務の状況でございますが、ことし7月末現在で関西訴訟最高裁判決以降の本県の認定申請者数は4,515名でございます。

なお、(2)、あるいは(3)の検診の状況や審

査会の開催状況は、前回の委員会と内容が同じでございますので、記載のとおりという形で説明の方は省かせていただきたいと存じます。

続きまして、4番の水俣病に関する裁判の状況についてでございます。

まず、概況でございますが、現在、国、県及びチッソを相手とする国家賠償等請求訴訟が4件、水俣病認定申請に係る行政事件訴訟が3件、うち、棄却処分を取り消し及び認定義務づけ訴訟が2件と不作為違法確認・認定義務づけ訴訟が1件でございます。

このうち、大阪地裁に提訴されていましたが裁判の関係では、ことし7月16日に県敗訴の判決が言い渡されまして、県は、これを不服として、7月22日に大阪高裁へ控訴しておりますが、この裁判につきましては、後ほど6ページ、7ページの方で御説明をさせていただきたいと思っております。

あとのそのほかの裁判につきましては、5ページの一覧表の方で簡潔にポイントのみ御説明をさせていただきたいと思っております。

5ページの一覧表の左側の3つは、ノーモア・ミナマタ関係でございます。熊本地裁、大阪地裁、東京地裁というふうに書いておりますけれども、いずれも不知火患者会の会員の方が原告となっておりまして、熊本地裁につきましては、もう和解協議が進んでおります。また、左から2つ目の大阪地裁の分につきましても、ことし7月20日に裁判所が和解勧告を出しておりますので、今後和解協議に入りますし、東京訴訟も、今後和解協議の方が始まると申しましたが、今国と原告の間での事前協議等が行われておりますので、和解の方向に動くということで考えております。

次に、真ん中の部分でございますけれども、その隣の、東京地裁の隣の熊本地裁ということで書いてありますが、互助会訴訟でございますけれども、こちらの方は、被害者互助会の会員の方々が平成19年に熊本地裁に提

訴された国賠訴訟で、これも国賠訴訟でございますが、この裁判は和解ではなくて、今後、裁判の中で、裁判において原告、被告双方が主張を行っていくという形になっております。

続きまして、その隣でございますけれども、左側から3本は行政事件訴訟という形になりますけれども、まず福岡高裁の分でございますけれども、こちらにつきましては、右から3番目の欄でございますけれども、第1審では、備考欄にも書いておりますとおり、県側の方が勝訴しております。現在は原告側が控訴して、現在、福岡高裁での争い、お互いの主張を行っているという段階でございます。

右から2番目は、委員に配付した資料にはマーカーで枠を囲んでいるかと思っておりますけれども、こちらは後で御説明する大阪地裁の今回の判決分の関連でございます。

それから、一番右側につきましては、これは平成19年に熊本地裁に提訴されました、これも個人の方の行政事件訴訟でございますが、不作為違法確認・認定義務づけ訴訟でございます。

概要は以上のとおりでございます。今回の判決の関係を6ページ、7ページで詳しく御説明をさせていただきたいというふうに思います。

6ページの方をお願いいたします。

7月16日に判決が出ました水俣病認定申請棄却処分取り消し訴訟の大阪地裁判決についてでございます。

アの概要でございます。

まず、(ア)でございますけれども、関西訴訟で損害賠償を認められた原告の方が、これは国の機関でございます、国の公害健康被害補償不服審査会及び県を被告といたしまして、公健法に基づきます認定申請棄却処分及び国の審査請求の棄却裁決の取り消し、そして水俣病であることの認定を求めて、大阪地

裁に平成19年5月16日に提訴されたものでございます。

ここで、一たんちょっと下の段のこれまでの経緯のところを目を移していただきますと、認定申請までさかのぼったこれまでの経緯を簡単に記載しております。

昭和53年に認定申請を出されて、県は55年に棄却処分を行っております。原告は、県の棄却処分を不服として、昭和56年に国の不服審査会に審査請求をされております。

なお、本件訴訟とは直接関係しませんが、原告は、昭和63年に関西訴訟原告の一人として提訴されて、平成16年には最高裁判決の中で損害賠償を認められた方でございます。その後、平成19年3月に、国の不服審査会が、県の棄却処分が適法かつ正当ということで審査請求を棄却する裁決を渡しておりますけれども、原告の方は、その県の棄却処分とあわせて、この国の棄却裁決も不服ということで、19年の5月に提訴されているということの流れでございます。

ここでもう1点真ん中の方にちょっと戻っていただきまして、(ア)のところの下のところに主な争点というのを書いております。このところは、まさに主なところということで2点挙げさせていただいております。1点は、公健法の認定基準である52年判断条件の正当性とそれから原告の疾病が水俣病であるかという2点が主な争点でございます。

なお、52年判断条件につきましては、御承知かとは思いますが、注書きに簡単に書いておりますけれども、昭和52年に旧環境庁が示した水俣病の認定基準でございます。内容といたしましては、有機水銀に対する暴露歴があつて、かつ複数の症候の組み合わせに該当する場合に公健法上の水俣病と判断するというところでございます。

52年判断条件の正当性というのが争いになっているということでございますので、まさに水俣病認定制度の根幹にかかわる部分が争

点となったということになるわけでございます。

続きまして、7ページの方に移らせていただきます。

判決の内容、判決日はもう省略させていただきます。

(イ)でございますけれども、こちらも先ほど述べたとおりでございます。県の棄却処分取り消しとそれから水俣病と認定せよということでございます。

なお、ちょっと3点目がわかりづらいかと。若干御説明いたしますと、3点目に、国の不服審査会が行った審査請求棄却裁決の取り消し請求を却下するという表現がございますが、これは、県処分取り消しとそれから水俣病と認定せよという判決が出たことによりまして、原告の訴えの目的は達せられておりますので、国の不服審査会の裁決取り消しを求める法律上の訴えの利益がなくなったということで請求を却下するというふうな表現になっているものでございます。

それから、bの判決理由の概要でございますが、判決文が170ページに及ぶような膨大なものでございますので、総論的な内容の部分と各論的な病像関係の部分とで2点に要約して述べさせていただきます。

(a)の部分で、まず第1点として、52年の判断条件は、いわゆる国の通知文書に出ておるわけですが、それに規定する要件を満たす者について水俣病と認めて差し支えなく、水俣病認定の意義を否定できないが、症候組み合わせの要件を満たさない場合でも、症候の内容や発現の経緯、メチル水銀暴露状況などの疫学的条件に係る個別具体的事情等を総合考慮することにより、水俣病と認定できる余地がある。

2点目でございますが、原告に明らかに認められる症候は、四肢末端優位の感覚障害のみであるが、原告の生活歴から認められるメチル水銀摂取状況、原告の症候の内容や発現

の経緯、ほかに上記感覚障害の原因となり得る疾患がないこと、他の水俣病の症候が疑われる状況にあったことなどを総合考慮すれば、原告は水俣病にかかっていたと認められるというものでございます。

最後に、ウの控訴、7ページの下のところでございます。

県は、7月22日に控訴状を提出しておりますが、控訴理由といたしまして、(イ)の方でございますけれども、今回の判決は、先ほども申し上げましたように、水俣病認定制度の根幹にかかわる問題であるということでございます。判決で示された考え方につきましては、平成16年の関西訴訟最高裁判決で判断条件の見直しの判示がなかったことや、本件と同様の棄却処分が争われました平成9年の福岡高裁判決で認定基準が妥当と判断された内容と異なりますことから、上級審の判断を仰ぐ必要があると判断いたしましたものでございます。

なお、米印でちょっと書いておりますように、控訴状は既に提出しておりますが、控訴理由の詳細な内容は、今後提出を予定しております控訴理由書の中で詳しく述べることとなりますので、現在、法務省、環境省と協議中でございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○野田環境政策課長 続きまして、委員会資料の8ページをお願いいたします。

特措法等に基づくチッソ株式会社が支払う一時金に係る貸し付けについてでございます。

資料は、申しわけございません。前回と同じでございます。

簡単に説明させていただきますと、今回の特措法等による救済につきましては、対象者に対しましてチッソが一時金を支払うこととされておりまして、その支払いが円滑に行わ

れるよう、国及び県は所要の措置を講ずることとされております。

4月16日の閣議了解等に基づきまして、下の仕組みでございます、県が財団へ出資し、財団がチッソへ貸し付けるということが決定されたところでございます。

流れとしましては、県の出資金につきまして、国が85%の補助金を出しまして、県は起債15%を起こしまして調達をします。その調達したものを県から財団法人水俣・芦北地域振興財団に貸し付け、財団がチッソに貸し付けると。チッソは、対象者の方にお1人210万円の一時金、それと団体加算金を支払うという仕組みになっております。

なお、注のところに書いてありますように、起債分につきましては、平成7年の起債は償還金の利子の80%の交付税措置でございましたが、今回は、起債は元利100%交付税措置がされる予定となっております。

私どもとしましては、被害者の方々に速やかに一時金を支給するというのが重要なことだと思っておりますので、国の対応を待ちまして、まず国が動かないと県も動けないという状況になっておりますので、国の対応を待ちまして、県としても早急に対応していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○西岡勝成委員長 以上で執行部の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

何かございますか。

○渡辺利男委員 この間、大阪地裁の判決、あれについてちょっとお尋ねしたいと思えますけれども、県行政、いろいろやられておまして、この間も私は、障害者の差別をなくす条例づくりの勉強会なんかも地下でありました。それにでてきましたけれども、やっぱ

り障害を持った人もそうでない人もひとしく幸せに生きていけるよという方向で、非常に優しい県政を心がけておるなと思いたけれども、片や一方では、同じ行政がよくこんな控訴ができるもんだなと思うぐらい何か冷たい判断をされたなと思っております。何で水俣病の患者にはこうして冷たいのかなというふうに思います。

大体この水俣病問題は、国も県も、いわゆる加害者であるわけですがけれども、その加害者がまた、高齢になった方の判決に対して控訴するということは、私はこれは罪の上塗りではないかなというふうに思いますし、85歳だそうでございますので、もし控訴中、その後上告されるかどうかわかりませんが、その間に万が一のことであったらどう償いをされるのかなというふうに控訴を受けて思ったこととございました。

判決が出て、たった6日で控訴されると。その間は、土、日、月3連休でありましたから、あつという間に控訴を決定されたわけで、どういう論議の結果されたのか、そのところも含めて、この冷たい判断に対してちょっとお尋ねをしたいと思えます。

○寺島水俣病審査課長 渡辺委員のお尋ねでございますが、先ほど私の方でもちょっと御説明をさせていただきましたけれども、確かに、85歳の高齢の方ということで、非常に長い間水俣病の問題ということにかかわってこられたその苦しい思いということが当然あると思えますけれども、先ほど御説明しましたように、これはお1人の問題といえますよりも、水俣病の認定制度そのものの根幹にかかわる部分ということと、最後の方で御説明しましたことの繰り返しになりますけれども、これまでの過去の判例と比べましても、上級審の判断を仰ぐ必要があるということで控訴の判断、これはもちろん環境省との協議を経てでございますけれども、させていただきます

した。

早く決めたんではないかというふうな、その判断の時間の問題も御質問がございましたけれども、これにつきましても、先ほど述べました控訴の理由と同じような形になりますけれども、やはりこれは根幹にかかわる問題であるということがありますとともに、検討につきましても、実は5月に当初は判決が出る予定でございましたけれども、裁判所の方から7月に延ばすというふうな形がございました。そういうことから、私ども、環境省ともどもでございましたが、ことしの3月ごろから、さまざまな判決のパターンといいたいでしょうか、いろいろな対応の仕方につきましてはずっと議論を重ねてきて、もちろん勝訴のケースも含めてでございますけれども、いろいろなケースが考えられますので、内々にはいろんな検討をしてきたところでございます。

その上で、判決が出ましたので、当日、もちろん環境省とも協議いたしましたし、休みの間もまたやりとりをして、県庁の内部でも休日に対応を検討して、最終的には20日、連休明けの朝に、知事の方が最終的な判断をされて、控訴状の提出は22日、これは事務的な手続がかかりますので、22日になりましたけれども、控訴の発表というのを20日の午前中にという形で発表させていただいたというのが経緯でございます。

○渡辺利男委員 今回の判決は、原告1人の問題ではなくて、認定制度の根幹にかかわる問題であるからということが主な理由のようではございますけれども、認定制度の根幹とは一体何なのかということもお尋ねしたいし、根幹とは絶対変えられないものなんでしょうか。

例えば、チツ側に対しては、PPPの原則を初め、金融支援を初め、根幹は幾つも変えてきたじゃないですか。あるいは前回の95年の政治判断のときの和解金、あれは300億

ぐらいですか、あれも結局国が全部支払っているじゃないですか。チツ側に対しては非常に甘く根幹をすぐ見直すけれども、患者に対しては一步も曲げられないということなんでしょうか。

○寺島水俣病審査課長 チツとの比較ということではございませんで、あくまでも国、それから県もそうでございますが、52年の判断条件というものは、長年の研究成果を踏まえまして、水俣病の専門家から成ります認定の検討会というものを経まして、いわゆるコンセンサスがあるといいたいでしょうか、定説的な医学的知見ということに基づいて作成された医学的に正当なものということで私たちの方は考えておりますので、この辺裁判の中では我々の主張が認められていないのは非常に残念でございますが、そういう正当な基準ということで医学専門家の中でもコンセンサスが得られているものでございますので、それを今回認めていただけなかったということにつきましては、やはり認定制度そのものとかかわってきますので、控訴をさせていただいたというような内容となっております。

○渡辺利男委員 定説的な医学的基準、コンセンサスが得られているというお話ですね。今度の控訴している理由の一つに、平成9年の福岡高裁での認定基準が妥当と判断されたということも上級審で判断されているからということでもありますけれども、平成9年から、今平成22年で、13年たっていますけれども、この間にもこの病像論に対してはいろいろな医学的な研究が発表されておりますよね。52年の判断基準を決めたときからもう30年たっていますけれども、あのときの医学的な基準が今もって正しいのかというのは大いに疑問がありますよ。

例えば、同じ国と患者が争ってきた原爆症とカネミ油症だって、これは病像論が変わっ

て認定基準も変わったじゃないですか。水俣病は30年たって、あのときはおかしいという学者がいっぱい、あの基準はおかしいと言う学者があらわれて、どんどん発表しているにもかかわらず、当時の基準をつくった人たちは何の反論もしていないじゃないですか。コンセンサスが得られているというのは当時のことであって、今は、とてもじゃないけれども、医学界でもコンセンサスは得られていないんですよ。むしろそういうことに聞く耳を持たずにやってきたというのが実態じゃないですか。

○寺島水俣病審査課長 今回の医学的にコンセンサスが得られていないという状況は我々とは認識がちょっと違うかと思いますが、52年の判断条件の後にも、昭和60年に改めて専門家会議、これは、神経内科だけではなくて、さまざまな分野の先生方を集めて再検討もされておられますし、平成3年の中公審答申の中でも52年判断条件というのは妥当であるという判断もされております。その後、個々に、個々人の中で、それぞれもちろん御意見を、あるいはいろんな説を出されている方はいらっしゃると思いますけれども、コンセンサスを得られた大半の医学的な知見ということでは、52年判断条件については我々としては正当性があるというふうな認識の上に立っております。

○渡辺利男委員 ちょっと部長にお尋ねしますが、根幹にかかわることだから控訴するというので今上級審に上げて闘うわけですが、それならば、今後上級審の判断が今回と同様な判断が出て認定基準が否定されたならば、その根幹はもう変更することですね。そのときになって、いや、あれは原告1人の問題だからとか、行政の判断と司法の判断は違いますよなんてことはないんでしょね。そこのところをちょっとお聞

きしておきたいと思います。

○駒崎環境生活部長 今、渡辺先生の御質問は、いろんな新聞、テレビの報道でもございましたし、県民の方の率直な疑問を代表してのお尋ねだろうと思います。

一番最後に核心のお尋ねがありましたけれども、全体的な流れに沿ってもう一度私の方からお答えを申し上げたいと思います。

1つは、冷たい判断ではないかと、水俣病被害者に対しては随分冷たい仕打ちではないかという1点がございました。それにつきましては、平成16年の最高裁判決後の私どもの取り組みとしましては、非常に認定基準あるいは損害賠償の基準が2つもあるんじゃないかと、多くの方が救済に手を挙げているという状況を考慮しまして、県議会の御協力も得て、認定基準を満たさない方の早期の救済もぜひ必要ではないかということで動いてまいりまして、各先生方は超党派で取り組んでいただいて、特措法の成立にこぎつけたところです。

したがって、今の私どもが目指していた方向がここまで来ているのは、52年判断条件で認められる方については公健法上の救済、過去はその判断条件を満たさない方は全く切り捨ててございましたけれども、判断条件を満たさない方についても、一定の症状、あるいは疫学の状態などがある方については広い救済をしようということでつくったわけですが、被害者の方の多くを、一人でも多くの方を早期に救済しようということで県としては取り組んできておりますので、水俣病被害者に冷たい仕打ちをしているということではなくて、これまで光が当たってなかった認定基準を満たさない多くの方々の救済に道を開いた、それは県だけの力ではございませんけれども、県議会や国の力でもございますけれども、そうした取り組みをしてきているということで、我々としては、精いつ

ばい水俣病被害者の方々のために、制度を切り開いてきたものと考えております。

それから、わずかな期間でということをごさいました。控訴を決定したのではないかとということをごさいましたけれども、これは、課長からも申し上げましたように、結審から判決言い渡しまで期間もごさいましたので、いろんなケースについてどういう対応をするかあらかじめ検討してまいりました。しかも、判決後3日間休みがごさいましたけれども、知事、副知事にも、土曜日ですけれども、出てきていただきまして、午前中から午後にかけて打ち合わせをいたしました。その間環境省との最後の確認なども行いまして、事前の検討どおり、これはもう控訴しかないという判断やむなしということで、あらかじめの方針を決めまして、最終的に3日間、休みの間も連絡を取り合いまして、休み明けの火曜日の朝に知事が最終決定したというふうな状況でございまして、決して判決が出てからだけの期間で即座に決めたということではない点は御理解をいただきたいと思っております。

それから、3番目が、高齢者の方ではないかということがございまして。これは、根幹の問題ということとも、今、渡辺先生の核心の御質問とも関連するわけですけれども、これは、裁判の過程でも、原告の方その人が水俣病、これこれの症状をどう評価するかと、現在の判断条件で評価して水俣病と認めるべきだという争いではなくて、原告の方に感覚障害があるということについては争いがない状態でごさいました。それ以外の状況が必要かどうかということで、判断条件そのものを原告の方を一つの例として争うという裁判になっていったものですから、これは原告の方だけの問題ではない、これは原告側の弁護士もまさにそういうふうにしておりまして、私どもが控訴を決定した後、原告団と原告団の弁護士の方が県においでになりまして、私と直接交渉をいたしましたけれども、具体的

には控訴を取り下げしてほしいという要請でございましてけれども、その中でも、要望書としては、認定基準を見直すべしということで、原告の方が高齢だから早期に判決を確定させて救済すべしという要望ではなくて、認定基準を見直すべきだという御要望でございまして。原告の方、あるいは原告の方の弁護士もそういう御主張でございまして、原告の方お1人の問題として処理するのは難しいとして、もうやむを得ないと。

知事も私も、記者会見の場で申し上げましたけれども、胸を張って原告の方に申し上げられるような状況ではないというのは承知しておりますけれども、やむを得ない判断ということでそのような決定をしたところでございまして。

最後のところ、根幹とは何か、根幹は変えられないのかということでごさいますが、根幹というのは、今回の場合判断条件でございまして、そこは決して変えられないという性格のものではないと思っております。ただ、どこまでが水俣病として救済するのか、どこまでが水俣病に準ずる症状として救済をするのか。加害者という言葉もごさいましたけれども、水俣病と認定される方については、県は加害者として責任を負うという部分があるかと思っておりますが、水俣病としては認定できないにしても、それに準ずる状態として特措法で救済するという場合については、いわば広い意味での社会福祉政策的な意味で救済をするわけですので、そこは加害者かどうかということを超えて取り組んでいる部分でございまして。問題は、その境目をどこに引くかというのが根幹の問題で、この線引きは変えられないという性格のものではないと承知しております。

したがって、この判断条件を変えるべきかどうかということを検証するために、その手順として、1審の地裁判決で直ちに確定させるのではなくて上級審の判断を仰いでいると

ころだと。根幹部分を変えるべきかどうかという判断を今控訴審という形で検証していくと、そういう状況にあると御理解をいただきたいと思っております。

控訴審で敗れた場合の対応につきましては今後のことでございますので、今の段階では明確にこうだという結論は申し上げられません。ただ、判決が出れば、あるいは最高裁まで行って上級審の判断が確定すれば、司法の判断を受けて行政としても対応せざるを得ない、そのように考えております。

○大西一史委員 今、渡辺委員の方からもいろいろお話があって、課長なり部長なりの答弁の中で、確かに原告1人の問題ではないということですね。ということは理解できるんです。ただ、やっぱりこれ、1つ釈然としないということは、やはり一方では、特措法でできるだけ広く救済をしようという県なり、県議会でもそうですけれども、国も含めてそういう判断をしている中で、一人でも多く救済しようと言いながら、一方では、やっぱり上級審に判断を仰ぐということは、なかなかそういう、いろいろ今答弁されたようなことを含めて理解がしがたいという方やっぱり多い、矛盾を感じるという方が多いというふうに思うんですね。その辺に対して、県がこれから幅広く救済をしようという中で、この今回の判断とは別に、しっかりやっていくという覚悟がどういうふうに考えておられるのかです。だから、矛盾点について、それは司法の場だけで答えますよということじゃなくて、やはり救済、あるいは和解とかいろいろなことが行われている中で、この進め方というのが、あとは説明の仕方というのが非常に私は難しいと思うんですね。

今やっぱり話を、答弁を聞いてとっても、なかなか、それは理屈としてはわかるんですよと、それは行政の理屈としては1つあるだろうということはあると思うんですが、やはり

もう早く、一日でも早く決着をさせたいという思いの中で、やはり控訴をする、上級審の判断を仰ぐということについてはなかなか理解されないということについてどう思っておられるのかというのが1つ。非常にちょっと答えにくいと思いますが。

それと、今回のこの判決で控訴されるにしても、今着々と特措法による救済が進んでいるわけですよ。これに対する影響というのをどういうふうに考えておられるのかというののもちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

○田中水俣病保健課長 私のお答えですべてカバーできるかどうかわかりませんが、まず水俣病保健課といたしましては、多少、御指摘がありましたように、非常にわかりづらい部分、あるいは一般の方としてはなかなか釈然としない部分があるとは思いますが、お尋ねがあれば、まず公健法の救済の制度、それから特措法の救済の制度、それから今回の裁判につきまして、可能な限りいろんな場面で丁寧な御説明をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、2点目の御質問でございますけれども、特措法への救済の方の影響についてでございますが、従前、判決をいただきました後、私自身も、例えば特措法への申請を取りやめて、そして認定申請の方にしたいとか、あるいは今回の判決そのものについて、いろいろ被害者の方や一般の方から、多少なりともお尋ねがあるものというふうに考えておりましたけれども、現実問題として、私が聞き及ぶ限り県の方にはそうした問い合わせが一切ございません。それから、水俣市役所の方にも問い合わせしてみましたけれども、あるいはいろいろ地元に行く中で幾つかの団体の方にもそうしたお話をする機会がございましたけれども、地元の市役所やそれから団体の方にも、今回の判決、あるいは判決と特措

法の関係、あるいは自分がどうしたらいいとか、そういうふうなお尋ねはないというふうに伺っております。

いずれにしても、ありましたときには、保健課といたしましては、可能な限り、私のできる限り丁寧な御説明を差し上げたいと思っております。

○大西一史委員 今のところ話聞く限りでは影響はないということなんだろうと思いますが、結局私たちが一番心配するのは、この控訴をすることによって、ほかの方のいろんな救済に対して、特措法上の救済を求める方が、それで非常に戸惑いを覚えて、それで法に基づく救済というのがやはり進まないということになっては、やっぱり一番本末転倒であって、私たちがこれまでやってきたことは一体何だったんだということになりかねません。

ですから、裁判上のそのケースをどういう理由で控訴する云々について法務省、環境省と協議中ということではありますが、それはそれとしても、やはり今、田中課長おっしゃったようにお尋ねがあればということじゃなくて、もう積極的にそういう、こういうことなんだということを理解していただくようなことをやっていただきたいというふうに思います。

裁判上も、これでもう控訴するということを決めたわけですから、それについては、あとは司法の場でやっていくしかないんですけども、個々の救済ですね、特措法による救済というのが遅滞なきようにきちっと、それでも今申請の数を見ただけでも物すごい数になっているわけですから、その辺に対することは滞りないようにぜひやっていただきたいということ、これは強くお願いをしておきます。

以上です。

○西岡勝成委員長 ほかがございませんか。

○前川収副委員長 この大阪地裁の判決、上告についての話なんですけれども、52年の判断条件が別に余地があるということで、この説明文書の中では、判決の概要の中に、総合考慮することにより、水俣病と認定できる余地があるというような判決文が出たということで、それは52年の判断基準、条件だけでは決められませんよと、ほかに、それであっても違う余地があるでしょうという話だろうと思います。

52年判断基準をおつくりになったときのいろんな経緯が、当然病像論も含めて、疫学条件も含めて、それぞれにいろんな議論があった上でこの52年の判断基準が決められたと。渡辺先生がおっしゃったとおり、当然その後医学の進歩もありますし、疫学的な研究もあったでしょう。そういったものがずっと時間の経緯の中で積み重ねられていく中であっても、今の寺島課長の御説明では、52年判断基準が変わるような何か新たな知見が出たということとは受けとめてないというお話であったというふうに思います。

仮に裁判所が判断基準を決めるのかと言われると、ちょっと違うのかなと私も思いますけれども、仮に基準を見直すべきだというような趣旨の判決がこの先出た場合には、この52年の判断基準、要するに公健法の判断ですよ。公健法に基づく判断基準はどこがどうやってつくるのか、もちろんもう一回振り出しに戻してつくらざるを得ないのかなというふうに思っていますけれども、その辺は、要するに裁判所がこう言ったから変わりましたという世界なのか、ちゃんとさっきの疫学条件であったりとか、病像論であったりとか、医学的新しい知見がその中に入ってきて科学的にきちっとつくられるものなのか、その辺のところを、率直な疑問でありますので、ちょっとお答えいただければと思います。

す。

○寺島水俣病審査課長 まず、判決の中では、これは抜粋でしか紹介しておりませんが、総合考慮して判断するとか、医学知見は経験則の一つにすぎないとか、そういう表現とかが出てまいりまして、私どもの方が疫学条件あたりも含めて総合的に判断しているという部分もなかなか認めていただけてなくて、何か組み合わせのみでやっているかのような判決が出ているというところもなかなか納得できてない部分ではございますけれども、まず、例えば今後52年判断条件を変えるという形になるとすれば、医学的知見が、どなたもがといいましょうか、まさにそのコンセンサスとして非常に何か新たな器械ができて、それで、これはもうその器械にかかると水俣病と認定できるというのが極めて高いレベルでわかるとか、そういうものが出てきたときには、多分それはそちらの方にまたシフトしていく可能性というのはもちろん否定できないと思いますので、昭和52年から現時点までのところでは、医学のコンセンサスとしては、まだ52年判断を変えるというそのことについては依然妥当性があるというのが、専門家の先生方、それから環境省の意見、考え方でもございますので、今のところは変えることはないだろうと思っています。

今回の判決でも、具体的に、例えばこういう条件、疫学条件のほかに総合考慮するポイントとしてこんなのが要るとか、あるいは経験則の一つにすぎないと判断していますので——医学的な知見がですね。ほかに、例えば10あったとして、じゃあ9つ列記されているかということ、全くそれも列記もございませんので、経験則の一つにすぎないとしか判示をしておりませんので、その判決の中に具体的な列挙は全くございません。

それをもしやるとすれば、これはやはりなかなか裁判所では大変なかなと思いが

ら、もちろん裁判所の場合、高裁を今度されるかもしれませんが、そこは私は判断ができませんけれども、基本的には高度な医学的な専門的知識を持ってないと、なかなかそういう判断基準はできないだろうと思いますので、もし何かそういう将来器械等ができて、そういう形が非常に医学的にも証明できるということであれば、新たにこれは、判断条件そのものは、先ほど最初に御説明しましたように、国が示した判断条件でございますので、私どもも法定受託事務として国の判断条件に沿って、当然県も妥当とは思っておりますけれども、国の判断条件として出ておりますので、見直すと通常なれば、一般的には国の方が判断条件の見直しに着手するという形が出てくるのではないかと思います。高裁でどういった形で具体的に科学的な医学的知見の判断条件を示すかどうか、これは全くまだわかりませんので、そこは何とも言えないところはございますけれども。

○前川收副委員長 ということは、裁判の結果云々は別として考えても、新たな知見で、いわゆる医学的に新たな知見が出て、これはもうコンセンサスとしてだれが見てもそうだというようなことが仮に出てくるとすれば、この後であっても、裁判云々は別としても、公健法に基づく判断基準が見直されていく可能性はあるわけですね。

○寺島水俣病審査課長 そうだと思います。可能性としてあると思っております。

○前川收副委員長 それはやっぱり法律に基づく認定基準ですから、公健法の中で見直されるというような法律案文もあるわけですか。その辺の根拠がちょっとわかんないんですね。何かさっきおっしゃったように、いわゆる判断基準は絶対的なものだということではないというのは今おっしゃったけれど

も、じゃあ見直すためには、法的手段以外にちゃんと何か、こういう新たな知見が出た場合には見直すとかなんかそういった条文か何か公健法にあるのかなとちょっと思ったものですから、そんなのはないんですか。

○駒崎環境生活部長 公健法の条文自体には、こういうケースは見直すというのはございません。公健法の条文自体にも水俣病の定義というのはいりませんので、法律の解釈運用の指針として判断条件が出ておりますので、先生が今おっしゃったような事態が出れば見直すと、新たな判断指針を出すということはある話だろうというふうに御理解いただきたいと思います。

ちなみに、先ほど副委員長の御質問に合わせる形で御説明いたしますと、認定基準、判断条件を全く裁判所が全否定した場合は、それが上級審、最高裁まで行って確定した場合には、それを受けて行政が対応するという事になって、環境省の方でまた有識者会議などを開いてというふうなことになるかもしれませんが、今回の判決は、認定基準を全くだめだと、認定基準は全く医学的根拠がないと断言しているわけではなくて、症候の組み合わせを求める、それが水俣病として認めるということについて考え方を示したという点では評価できると言っております。

ただ、症候の組み合わせ以外には一切水俣病がないという主張まで展開するのは根拠がないという言い方でございまして、そこで、症候の組み合わせという中心部分の周辺に認める余地があるという、そういう表現を裁判官も使っているところです。あり得るといふことなんです。

ですから、52年判断条件があるけれども、その症候の組み合わせの外側にあり得るならば、今後もしその判断が確定した場合には、判断条件を見直すというよりも、症候の組み合わせ以外にも認められるケースというものを、

どういうパターンがあるかをまた国の方で臨床例などをたくさん検証しながらつくっていくのかなということになるかと思えます。

典型的な水俣病症状としては症候の組み合わせなんだけれども、そうでない場合について、Aさんについてはこういう理由で認めた、Bさんについては認めたというのが積み重ねることによって、ある程度パターン化していくのかもしれない。あるいは、認定審査会で個別にそこは総合判断しろということになりますと、認定審査会が全く手探りで作業せざるを得なくなって非常に困難な場面が予想されますので、そこは公健法を運用しております環境省と協議していくというふうなことになるかと思っております。

○西岡勝成委員長 もうございませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○西岡勝成委員長 特にないようですので、次に、その他、何かございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○西岡勝成委員長 それでは、この際私から一言申し上げておきたいと思っております。

執行部は、特措法や和解所見による救済を待っておられる被害者の方々々が今回の裁判の結果に動揺されないように、今の説明ではそのようなことがないようでございますけれども、今後とも国と密に連携をとって救済の手続をしっかりと進めていただきたいと思います。あわせて、認定審査会や訴訟についても適切に取り組んでいただくよう要請をいたしておきます。

以上で本日の議題はすべて終了いたしました。

これでこの会を終了させていただきます。御苦労さまでございました。

午前11時23分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する
水俣病対策特別委員会委員長